

F.C こもの サッカー教室

| | | |
|-------|----|---------------|
| キッズ | K | (U-5・U-6・U-8) |
| ジュニア | Jr | (U-12・U-10) |
| エンジョイ | E | (U-12・U-9) |
| フットサル | Fs | |

平成 30 年度生 (H30. 4月～H31. 3月末)



※申込書は、事務手続きとユニフォーム注文の都合上、3月15日までに提出して下さい(新規入会の方は、3月18日まで)。また、それ以降も受け付けますが、事務手続きが遅れますので、ご了承願います。

『特定非営利活動法人 フットボールクラブ菰野』 育成部
【幼児・小・中学生サッカー教室の運営事業】

F. C こもの “大切なところ” ～自分を磨こう～ 2018

一、礼儀を正しくする心

自分から、大きな声で挨拶をしよう！
履物をきちんと揃え、カバンは整理整頓しよう！

二、上達しようとする心

自分を磨こう！
「磨く」ためには、挑戦すること、困難を乗り越えること

三、自分を大切にすること

「自分のため」を大切にできる
「絶対にあきらめない」ところ、「絶対に逃げない」ところ

四、仲間を大切に思う心

誰にとっても「自分」は大切。仲間の「自分」を大切にする
仲間の良いところ、すごいところを真似てみよう！

五、道具を大切にすること

みんなの道具は大切に使い、みんなで準備や片付けをしよう！
自分の持ち物には名前を書き、大切に使い、しっかり手入れをしよう！

六、文武両道の心

勉強もスポーツも同じくらい大切
勉強もスポーツも小・中学生の時に大切な基礎を身につけよう！

F. C こもの 魂（スピリッツ） ～込めて！

ボールには、魂を！

プレーには、イメージを！

ドリブルには、責任を！

パスには、メッセージを！

言葉には、心を！

仲間には、思いやりを！

関係者には、感謝を！

家族には、感謝と愛情を！

平成29年度『F. C こもの』育成部 スタッフ

ジュニア(U-12・U-11・U-10・U-9)

監督 草深 淳 (NPO法人フットボールクラブ菺野 副理事長)

| | | | |
|-----------|-----|-------|-------------------------|
| (U-12チーム) | コーチ | 伊藤 弘美 | 《JFA公認C級コーチ》(F. Cこもの専属) |
| | コーチ | 村田 和伸 | 《JFA公認D級コーチ》(三昌運輸倉庫勤務) |
| | コーチ | 木下 大貴 | 《FCこもの認定コーチ》(木下自動車板金勤務) |
| (U-9チーム) | コーチ | 草深 淳 | 《JFA公認C級コーチ》(F. Cこもの専属) |
| | コーチ | 増田 竜次 | 《JFA公認D級コーチ》(富士電機勤務) |
| | コーチ | 城 克英 | 《JFA公認C級コーチ》(太陽化学勤務) |

キッズ(U-8、U-6、U-5)

コーチ 草深 淳 《JFA公認キッズインストラクター》
 コーチ 真辺 信一 《JFA公認D級コーチ》(水谷運輸倉庫勤務)

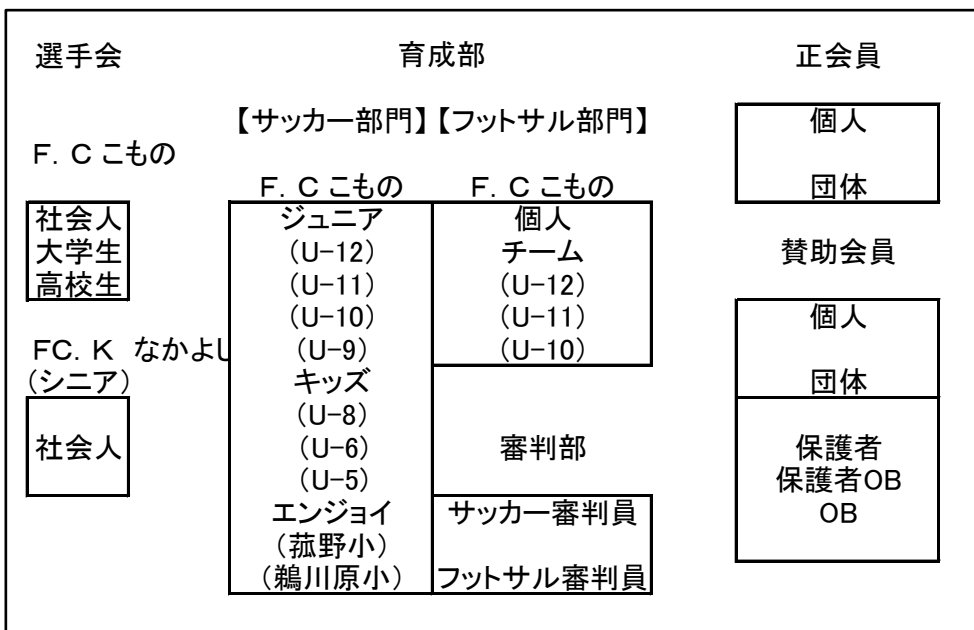
スクール

菺野小 コーチ 草深 淳
 鶴川原 コーチ 伊藤 弘美

フットサ コーチ 伊藤 弘美 《JFA公認フットサルC級コーチ》
 コーチ 草深 淳 《JFA公認フットサルC級コーチ》

四中工:コーチ 山崎 崇史 《JFA公認B級コーチ》

“フットボールクラブ菺野”組織図



活動日 (春、夏、冬休みは、別の活動日・時間になることがあります)

| 曜日 | U-12 | U-10 | Kids U-8 | Kids U-6,U-5 | 菺野小 スクール | 鶺川原小 スクール | 大羽根 スクール | Futsal |
|----|--|---------------|---------------|-----------------|---------------|----------------|---------------|------------------|
| 火 | | | | | 15:50～ 菺野小 | 15:50～ 鶺川原小 | | 18:15～ 体育センター |
| 水 | 18:30～ 四中工 | 18:30～ 四中工 | | 16:00～U5 大羽根 | | | 15:30～ 大羽根 | |
| 木 | 18:30～ 四中工 | 18:30～ 四中工 | 18:30～ 四中工 | | 15:50～ 菺野小 | | (春夏秋 不定期) | |
| 金 | | | | 16:00～U6 大羽根 | | 15:50～ 鶺川原小 | | |
| 土 | 9:00～ or 13:00～ (U-8は隔週ペース) 大羽根 or 菺野小 | | | | | | | |
| 日 | 9:00～ or 13:00～ (U-8は隔週ペース) 大羽根 or 菺野小 | | | | | | | |

※ 土・日曜日、または祝祭日に試合が入ってきます。また、練習時間・会場変更があります。

コースとクラス

※ 日本サッカー協会に“F. C こもの”で4種(Jr)登録をします。

Athlete(アスリート=A)・・・競技力の向上を目指し、選手登録をする人

Training(トレーニング=AT)・・・競技力の向上を目指す、練習や練習試合だけ参加する人

Kids(キッズ=K)・・・低学年、幼児でサッカーを中心に運動がしたい人

Enjoy(エンジョイ=E)・・・各学校や各会場単位で、楽しくサッカーをしたい人

《U-12,U-10》

Aコース“F. C こもの”で選手登録をする(公式戦に出場する場合は、選手登録が必要)

ATコー.“F. C こもの”で選手登録をしない

(他のチームに所属しているが、練習や練習試合に参加したい)

(他のチームに所属していないが、練習や練習試合に参加したい)

《U-8,U-6,U-5》

Kコース低学年(2年生以下)、幼児(年長、年中が基本)

《スクール(第1=菺野小学校、第2=鶺川原小学校)》

Eコース各学校や各会場単位で活動し、技術スキルの向上と楽しさを求めます

(イ)技術を高め、ボールを扱えるようになる楽しさ

(ロ)仲間と楽しくサッカーをするエンジョイ

《大羽根スクール》

大羽根サッカー場で、個人スキルの向上を目指します

※対象は小学生で参加費不要(クラブ所属でない人は参加費が必要)

フットサル

菺野町体育センターで、18:15～20:00(別途参加申込書提出、および会費が必要)

※5月中旬から6月中旬は、婦人バレーボール大会があり、18:15～19:30に短縮します

会についての規

※保護者の承諾が必要＝定款施行細則に定めた事項の他、指導方法、会費の徴収方法を含めたクラブの運営に対して、理解し協力して子どもの成長を支えるクラブの一員となるよう努めて頂く事の誓約を含むことをご理解の上、承諾書を提出してください。

※申込書に記入して頂いた個人情報はクラブ事務局で管理し、クラブ運営の目的、または大会参加に伴う各種サッカー協会等への登録時に使用しますので、個人情報の使用をご理解頂き、クラブの規定にご同意願います。

特定非営利活動法人フットボールクラブ菰野 定款「抜粋」

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人フットボールクラブ菰野という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を三重県三重郡菰野町大字宿野177番地2に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、サッカー競技を愛好する人に対する生涯スポーツの場の提供、青少年の育成ならびにサッカー競技普及に関する事業を行うとともに、地域に密着した総合型スポーツクラブの構築を目指し、サッカーを基軸とした地域スポーツの振興、発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法(以下「法」という。)

第2条第1項別表のうち、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 一般会員のサッカーチーム運営
 - ② 幼児、小・中学生サッカー教室の運営
 - ③ 近郊サッカーチーム、スクールへの指導員派遣
 - ④ サッカースクールの開催
 - ⑤ サッカー指導員・審判員育成
 - ⑥ 三泗地区出身スポーツ選手の応援
 - ⑦ 行政機関及び民間団体からのスポーツに関する事業委託請負
 - ⑧ スポーツを通じた地域コミュニティーづくり
 - ⑨ 芝生広場、芝生グラウンドの造成及び管理

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体。
- (2) 一般会員 この法人の行う事業に参加するため入会した社会人又は高校生以上の学生。
- (3) 育成会員 この法人の行う事業に参加するため入会した小・中学生又は幼児。
- (4) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体。

(除名)

第11条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名譽を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 雑則

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

特定非営利活動法人フットボールクラブ菺野 定款施行細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、「特定非営利活動法人フットボールクラブ菺野 定款」(以下「定款」という)を施行するために必要な事項を、定款第57条に基づき定めるものである。

第2章 組織および事業運営

(組織)

第2条 特定非営利活動法人フットボールクラブ菺野(以下「当クラブ」という)においては、定款第5条による事業を実施するため、以下の組織を構成する。

- (一) 選手会
- (二) 育成部
- (三) 審判部

育成部における指導員ならびに審判部における審判員の資格および地位に関する事項については別に定める。

事業運営)

第3条 第2条に掲げる各組織においては、定款第5条における事業を以下のとおり運営する。

- (一) 選手会

定款第5条(1)①一般会員のサッカーチーム運営

- (ア) 「F. Cこも」の運営【※四日市リーグに所属する一般社会人チーム(高校生を含む)】
- (イ) 「FC. Kなかよし」の運営【※菺野町体育協会に加盟。40歳以上が中心のチーム】

- (二) 育成部

定款第5条(1)②幼児、小・中学生サッカー教室の運営

- (ア) 「F. Cこも」の「キッズ」のサッカー教室の運営【※6歳以下の幼児(U-6、U-5)を対象】
- (イ) 「F. Cこも」の「ジュニア」のサッカー教室の運営
【※12歳以下の小学生(U-12、U-10、U-8)を対象】
- (ウ) 「F. Cこも」の「ジュニアユース」のサッカー教室の運営
【※15歳以下の中学生(U-15、U-13)を対象】

定款第5条(1)③近郊サッカーチームへの指導員派遣

- (ア) 近郊のサッカースポーツ少年団への指導員の派遣および指導
- (イ) 近郊のサッカークラブへの指導員の派遣および指導
- (ウ) 菺野町、四日市市等の保育園、幼稚園、小学校、中学校への指導員の派遣および指導
- (エ) その他、依頼された団体への指導員の派遣および指導

定款第5条(1)④サッカースクールの開催

定款第5条(1)⑤のうちサッカー指導員の育成

- (三) 審判部

定款第5条(1)⑤のうちサッカー審判員の育成

第3章 会員

(入会)

第4条 入会に際しては、下記の点に留意すること。

- (一) 定款第6条(2)の一般会員としての入会に際して、入会時の年齢が18歳以下の社会人および学生は保護者の承諾書の提出を必要とする。
- (二) 定款第6条(3)の育成会員としての入会に際して、その保護者は以下の事項についての承諾と承諾書の提出を必要とする。
 - (1) 当クラブ指定の「スポーツ保険」に加入する。
 - (2) 当クラブ指定のユニフォーム(番号着き練習着)を購入する。
 - (3) 活動中(練習、試合、会場への移動等)において、万一不慮の事故があった場合、応急処置はおこなうが、全ての責任は自己及び保護者が経費その他一切を負うものとする。
 - (4) 会員が、当クラブ又は保護者提供の車両やその他の交通機関を利用して、練習及び試合に参加して交通災害を受けたとき、当クラブ、スタッフ、車両提供者は、その責任を負わない。

(入会申し込み)

第5条 定款第7条第2項における入会申込は、別紙様式1によるものとする。

(入会金および会費)

第6条 定款第8条における入会金および会費は、別表1によるものとする。

(退会)

第7条 定款第10条における退会届けは、別紙様式2によるものとする。

(休部)

第8条 育成会員が、理事長の認めるところにより休部をする場合は、別紙様式3によるものとする。

(附則)

この細則は、平成14年2月1日より施行する。

この細則は、平成21年2月10日 一部改訂

『特定非営利活動法人フットボールクラブ菟野』育成会員の入会金、年会費、月会費

平成27年4月1日から適用

| 会員の種類 | | | 入会金 | 年会費 | 月会費 |
|-----------|------|--------|-----------|----------|---------|
| 《育成会員》 | | | | | |
| | コース | クラス | | | |
| 幼児 | K | (U-5) | 準会員 | 13,000 円 | 不要 |
| | | (U-6) | 3,000 円 | 3,000 円 | 3,000 円 |
| 小学生 | K | (U-8) | 3,000 円 | 6,000 円 | 5,000 円 |
| | | (U-10) | 3,000 円 | 9,000 円 | 7,000 円 |
| | A | (U-12) | 3,000 円 | 9,000 円 | 8,000 円 |
| | | AT | 準会員 | 3,000 円 | 5,000 円 |
| | E | スクール | 3,000 円 | 3,000 円 | 4,000 円 |
| 大羽根 | スクール | 準会員 | 1,000 円※1 | 500 円※2 | |
| 《フットサル会員》 | | | | | |
| フットサル | FS | | 2,000 円※3 | 13,000 円 | 不要 |

※1 クラブ所属以外の方は、初回の参加時に保険料として徴収

※2 小学生Kコース・Aコース以外で参加する人は、毎回参加費500円が必要

※3 育成会員は、不要

- 1 入会時には、入会金、年会費および月会費を納めていただきます。また、入会2年目以降は、年会費および月会費を納めていただき、年会費をもって、スポーツ安全保険料、チーム・選手登録費(日本サッカー協会、四日市サッカー協会)、メインユニフォームレンタル料(U-12、U-10)、および事務手続き費等に充てます。なお、年会費は年度の途中で入会、またはコース変更をされても同じ額を納めていただきます。(ただし、1月～3月入会の場合はその限りではありません)
- 2 育成部に兄弟姉妹で入会する場合は、年上の会員の月会費を毎月1,000円割り引きます。また、諸事情で全欠した場合の月会費は、クラスに関係なく1,000円を納めていただきます。ただし、前もって「休部届」を提出した場合は、その限りではありません。
- 3 幼児 K(U-5)コースの年会費は、7～9月申し込み 10,000円、10～12月申し込み 7,000円、1～3月申し込み 4,000円となります。
- 4 フットサルの入会金(毎年必要)は、保険料や事務費に充てます。
- 5 フットサルの年会費は、7～9月申し込み 10,000円、10～12月申し込み 7,000円、1～3月申し込み 4,000円となります。

申込書

(入会 ・ 更新)

『特定非営利活動法人 フットボールクラブ菺野』
理事長 伊藤 弘美 殿

平成 年 月 日

平成30年度『特定非営利活動法人フットボールクラブ菺野』に育成会員として入会(更新)し下記の活動に参加します。

| ○印 | コース | 対 象 |
|----|-----|--|
| | K | F. C こもの “キッズ”【8歳以下の小学生(U-8)、6歳以下の幼児(U-6、U-5)】 |
| | A | F. C こもの “ジュニア”【12歳以下の小学生(U-12、U-10)】 |
| | AT | F. C こもの “ジュニアトレーニング”【12歳以下の小学生(U-12、U-10)】 |
| | E | F. C こもの “スクール”【12歳以下の小学生(U-12、U-9)】 |
| | 大羽根 | “大羽根スクール”【小学生】 |
| | FS | “フットサル”【12歳以下の小学生(U-12、U-11、U-10)】 |

(よみかた)

申込者 氏名

生年月日 平成 年 月 日 (西暦 年) 歳

学校名 保育園 幼稚園 小学校 中学校 新学年 年

※(更新の方は、変更がある場合に記入してください)

〒

住所 TEL :

※(更新の方は、変更がある場合に記入してください)

連絡網用 携帯電話アドレス
携帯電話 No.

承諾書

『特定非営利活動法人 フットボールクラブ菺野』
理事長 伊藤 弘美 殿

平成 年 月 日

『特定非営利活動法人フットボールクラブ菺野』の活動主旨を理解した上、育成会員として『F. C こもの』に入会(更新)する申込者の保護者として、その入会(更新)に同意します。
また、「定款施行細則」第3章第4条(二)に定めた事項(1)～(4)を承諾した上で、指導方法・会費の徴収方法を含めたクラブの運営に対して、理解し協力して子供たちの成長を支えるクラブの一員となるよう努めます。また、個人情報の使用については、クラブの規定に同意します。

保護者 氏名

印